平成２９年（フ）第３５７号
静岡県藤枝市高柳１丁目14番17号　ニューフェニックスマスダ102号、旧住所静岡県島田市神座2564番地の480
債務者　佐野　大輝
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８３号
静岡市清水区下野東１番４号　ライフヴィラ赤堀201号
債務者　孝田　舞子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８４号
岡山県備前市蕃山1309番地１　蕃山荘
債務者　山下　貞子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４５号
岡山県倉敷市児島下の町３丁目８番54号202号室
債務者　畑　　希典
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目14番12号　仲程アパート　Ｂ－３号
債務者　當眞　嗣定
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４２４号
東京都東久留米市浅間町１丁目１番14号
債務者　石井　吉見
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４２５号
東京都東久留米市浅間町１丁目１番14号
債務者　石井二三子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７５４号
東京都東大和市新堀１丁目1435番地の20
債務者　大熊　一行
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８３２号
東京都府中市西府町３丁目８番地の14サンハイツ105
債務者　羽根川明美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２９号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1095番地14カーサプラシード３　101号室
債務者　市川　優勇
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３５号
栃木県宇都宮市竹下町435番地194、前住所栃木県宇都宮市氷室町1060番地23
債務者　塘内義人こと　アルベス　トモウチエドワルド　ヨシト
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４６号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町22番地38　佐藤方、前住所大阪府東大阪市中野１丁目16番８号ＫＧサウスマンション　101
債務者　齋藤奈緒美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６５６号
東京都町田市西成瀬１丁目45番３号サニーエクセル成瀬102
債務者　小池しのぶ
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８５３号
横浜市保土ケ谷区川島町520番地の27
債務者　山田　史子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８５１号
横浜市磯子区久木町３番46号
債務者　浅井　静惠（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５０７号
大阪府門真市幸福町１番29－402号
債務者　岡元　友里
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部